

2

# 保 育 関 係

## 1. 児童福祉法改正にスケジュール(予定)

		國の業務		可外保育		施設		自治体の業務		國の業務等		保育士の業務	
		認可の業務		外保育		施設		自治体の業務		國の業務等		保育士の業務	
11月	法律公布	認可の業務	外保育	施設	自治体の業務	國の業務等	國の業務等	國の業務等	國の業務等	國の業務等	國の業務等	保育士の業務	※変動の可能性あり
12月	全国保育士会議長会通	認可の業務	外保育	施設	自治体の業務	國の業務等	國の業務等	國の業務等	國の業務等	國の業務等	國の業務等	保育士の業務	※変動の可能性あり
1													
2													
3	全国主令監督基準案(アドバイザリーリスト)作成	認可の業務	外保育	施設	自治体の業務	國の業務等	國の業務等	國の業務等	國の業務等	國の業務等	國の業務等	保育士の業務	※変動の可能性あり
4月	施行指針(パンフレット)作成	認可の業務	外保育	施設	自治体の業務	國の業務等	國の業務等	國の業務等	國の業務等	國の業務等	國の業務等	保育士の業務	※変動の可能性あり
5	主令監督基準案(アドバイザリーリスト)、自治体へ配布	認可の業務	外保育	施設	自治体の業務	國の業務等	國の業務等	國の業務等	國の業務等	國の業務等	國の業務等	保育士の業務	※変動の可能性あり
6	主令監督基準案(アドバイザリーリスト)作成費は国負担を検討中	認可の業務	外保育	施設	自治体の業務	國の業務等	國の業務等	國の業務等	國の業務等	國の業務等	國の業務等	保育士の業務	※変動の可能性あり
7	周知(国)	認可の業務	外保育	施設	自治体の業務	國の業務等	國の業務等	國の業務等	國の業務等	國の業務等	國の業務等	保育士の業務	※変動の可能性あり
8		認可の業務	外保育	施設	自治体の業務	國の業務等	國の業務等	國の業務等	國の業務等	國の業務等	國の業務等	保育士の業務	※変動の可能性あり
9	運営報告・公表制開始	認可の業務	外保育	施設	自治体の業務	國の業務等	國の業務等	國の業務等	國の業務等	國の業務等	國の業務等	保育士の業務	※変動の可能性あり
10	法施行(10月)届出開始	認可の業務	外保育	施設	自治体の業務	國の業務等	國の業務等	國の業務等	國の業務等	國の業務等	國の業務等	保育士の業務	※変動の可能性あり
11		認可の業務	外保育	施設	自治体の業務	國の業務等	國の業務等	國の業務等	國の業務等	國の業務等	國の業務等	保育士の業務	※変動の可能性あり
12		認可の業務	外保育	施設	自治体の業務	國の業務等	國の業務等	國の業務等	國の業務等	國の業務等	國の業務等	保育士の業務	※変動の可能性あり
3	全国主令課長、担当者会議	認可の業務	外保育	施設	自治体の業務	國の業務等	國の業務等	國の業務等	國の業務等	國の業務等	國の業務等	保育士の業務	※変動の可能性あり

登録手数料条例、予算完成  
登録手数料条例、予算完成  
登録手数料条例、予算完成  
登録手数料条例、予算完成

登録手数料条例、予算完成  
登録手数料条例、予算完成  
登録手数料条例、予算完成  
登録手数料条例、予算完成

議論  
議論  
議論  
議論

H 1.5 4月	6 8 10 12 2	既取得者への登録証交付開始 法施行(11月頃) 既取得者は施行後3年 既取得者に登録 既得内に登録 試験機関を指定 試験手数料条例、予算提案 試験規程、事業計画等を認可 新規取得者の登録受付、交付開始	(国からも周知)
H 1.6 4月	6 8 10 12 2	改正法による試験実施 (指定機関による試験実施)	全 国 主 管 課 長、担当者会議

今後、政省令で規定される事項

事項	検討状況
施行日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認可外保育施設に関する部分は、平成14年10月</li> <li>・保育士に関する部分は、平成15年10月</li> </ul> <p>を予定している</p>
認可外保育施設について <input type="radio"/> 届出対象除外施設 <input type="radio"/> 届出事項、掲示事項、契約時の書面交付事項、運営状況報告事項等	<p>届出対象除外施設は下記のものを予定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域での小規模な助け合いとしての活動と見なされる保育ママ等</li> <li>・施設・利用者間で安定的関係が期待される事業所内保育施設等</li> <li>・保護者が近距離にいるイベントでの一時預かり施設等</li> <li>・地方公共団体が設置するべき地保育所等</li> </ul> <p>※指導監督指針（通知）改正予定（法改正事項反映）</p>
保育士について <input type="radio"/> 欠格事由 <input type="radio"/> （登録） 登録事項、登録手続き等 <input type="radio"/> （指定養成施設） 指定基準、指定手続き等 <input type="radio"/> （保育士試験） 受験資格、試験科目、試験手続、試験委員の要件等 <input type="radio"/> （指定試験機関） 指定要件、指定手続等 <input type="radio"/> （経過措置） 保育士となる資格を有すると見なされる者の範囲、指定保育士養成施設と見なされる施設の範囲等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○法第18条の5第3号の政令で定める児童福祉に関する法律としては、社会福祉法、児童扶養手当法、特別児童扶養手当法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、児童手当法を予定している。</li> <li>○指定保育士養成施設、保育士試験については、現行の児童福祉法施行令、児童福祉法施行規則に規定されている内容に特段の変更を加えない予定である。</li> <li>○経過措置については、       <ul style="list-style-type: none"> <li>・従来の指定保育士養成施設卒業者及び保育士試験合格者は、保育士となる資格を有する者とみなす予定である。</li> <li>・従来の指定保育士養成施設は、新法施行後も指定保育士養成施設とみなす予定である。</li> <li>・従来の指定保育士養成施設卒業者及び保育士試験合格者は、保育士関係部分の施行後3年間は、名称独占規定が適用されないものとする予定である。</li> <li>・従来の指定保育士養成施設卒業者及び保育士試験合格者は、保育士関係部分の施行後3年間は、保育士登録をしていなくても、児童福祉施設最低基準の適用上、保育士とみなす予定である。</li> </ul> </li> </ul>

注) 保育所の整備促進や児童委員に関する事項については、今後新たに政省令により規定する事項はない。

## (2) 認可外保育施設関係について

今般の児童福祉法改正に伴う趣旨及び内容等については、「児童福祉法の一部を改正する法律等の公布について」（平成13年11月30日雇児発第761号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）で通知したところであるが、法施行に伴う政令等の検討状況等については、次のとおりであるのでご了知いただくとともに、引き続き、認可外保育施設の指導監督等にご配慮願いたい。

「児童福祉法の一部を改正する法律等の公布について」

（平成13年11月30日雇児発第761号）  
（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

（認可外保育施設関係・抜粋）

### 第2 改正法の内容

#### 1 認可外保育施設に対する監督の強化等

認可外保育施設に対する届出制の導入、運営状況の定期報告の義務付け、改善勧告等の法定化により、認可外保育施設をより効率的に把握し指導監督の強化を図るとともに、認可外保育施設に関して事業者や都道府県知事が情報を提供することとし、保護者自身による保育サービスの適切な選択を担保し悪質な認可外保育施設の排除を図ることとされた。

##### （1）届出制の導入

- ① 認可外保育施設（少数の乳幼児を対象とする施設その他の厚生労働省令で定めるものを除く。以下（1）及び（2）において同じ。）を設置した者は事業開始日から1ヶ月以内に都道府県知事に届け出なければならないこととされた。（第59条の2第1項）
- ② 届け出た事項に変更が生じた場合及び事業を休廃止した場合も①と同様1ヶ月以内に都道府県知事への届出が必要とされた。（第59条の2第2項）
- ③ ①及び②の違反者（虚偽の届出をした者を含む。）は50万円以下の過料に処すこととされた。（第62条の2）
- ④ 認可外保育施設に対する監督の強化等に関する部分の施行の際現に、認可外保育施設を設置している者については、施行後1ヶ月以内に①と同様に都道府県知事へ届け出なければならない

いこととされ、違反者は③と同様に50万円以下の過料に処すこととされた。（附則第6条）

## （2）地域住民に対する情報提供

### ① 認可外保育施設の設置者による情報提供

ア 認可外保育施設の設置者はその施設の概要等を当該施設が提供するサービスを利用しようとする者の見やすい場所へ掲示しなければならないこととされた。（第59条の2の2）

イ 認可外保育施設の設置者は、その提供するサービスを利用しようとする者からの申込みに対し、契約の内容及びその履行に関する事項を説明するよう努めなければならないこととされた。（第59条の2の3）

本規定により、認可外保育施設の設置者は当該施設におけるサービスの具体的な内容やサービス提供に関する責任体制等について説明するよう努めなければならないこととなった。

ウ 認可外保育施設の設置者は、その提供するサービスについて利用契約が成立したときは、その利用者に対し、契約内容を記載した書面を交付しなければならないこととされた。

（第59条の2の4）

### ② 都道府県知事による情報提供

ア 認可外保育施設の設置者は、毎年、運営状況を都道府県知事に報告しなければならないこととされた。（第59条の2の5第1項）

なお、当該義務とは別に、従来どおり、都道府県知事は認可外児童福祉施設に対する報告徴収権を有するものである旨留意されたい。（第59条第1項）

イ 都道府県知事は、毎年、運営状況報告、報告徴収、立入調査等により、得た情報をとりまとめ、関係市町村長に通知するとともに、公表することとされた。（第59条の2の5第2項）

## （3）指導監督の強化

① 都道府県知事は、認可外児童福祉施設（児童福祉施設と同様の業務を目的とする施設であって都道府県知事から認可を受けていないものをいう。以下同じ。）の設置者に対して、報告徴収、立入調査、事業停止命令・施設閉鎖命令に加えて、改善勧告を行うことができることとされた。（第59条第3項）

② 当該施設の設置者が改善勧告に従わない場合には、都道府県知事はその旨を公表することができることとされた。（第

### 59条第4項)

- ③ 立入調査の対象に、事務所が加えられた。（第59条第1項）
- ④ 児童の生命又は身体の安全を確保するため緊急を要する場合で、あらかじめ都道府県児童福祉審議会の意見を聴くいとまがないときは、その手続を経ないで事業停止や施設閉鎖を命ずることができることとされた。（第59条第6項）

### （4）都道府県と市町村の連携の強化

認可外児童福祉施設に対する指導監督が都道府県の事務である一方、保育の実施については市町村の事務であることを踏まえ、都道府県知事は、事務の執行及び権限の行使に関し、市町村長に必要な協力を求めることができることとされた。（第59条の2の6）

都道府県におかれではこの趣旨を踏まえ、立入調査時に市町村保育士の同行を求める、認可外保育施設の運営状況報告や立入調査により得た情報を市町村を通じて公表する等市町村と連携を取り合い、指導監督に取り組まれるよう願いたい。

なお、認可外児童福祉施設に対する指導監督については、地方自治法第252条の17の2に基づき市町村が事務処理を管理執行することが可能である。

## 1 法の施行について

認可外保育施設に関する改正法の施行については、改正法附則第1条第3号により、「公布の日（13年11月30日）から1年を超えない範囲内において政令で定める日」とされているが、準備期間や周知徹底期間等を考慮して、14年10月1日とすることで政令の準備等を進めたいと考えている。

なお、14年10月1日を改正法の施行日とする場合であっても政令自体は、新年度、早々にも制定した上で、厚生労働省においても広報等により周知徹底を図りたいと考えているのでご協力願いたい。

## 2 省令の公布等について

認可外保育施設の指導監督に関して、法に基づき省令で定める事項等があるが、現在の考え方等については、次の（1）から（6）のとおりである。

また、この制定に当たっては、次の日程を考えているのでご了知願いたい。

## (日程案)

13年度内 原案策定

都道府県等に意見照会した上、パブリックコメントの実施

14年4月 厚生労働省令の公布

10月 厚生労働省令の施行

### (1) 第59条の2第1項関係

届け出の対象外とする「少数の乳児又は幼児を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるもの」は、国会での提案者に対する質疑等を踏まえ、別添1による検討を行っているところである。

また、届け出すべき事項であって「その他厚生労働省令で定める事項」は、施設の基本的事項を届け出事項とするため、「保育サービスの内容（開所時間、入所定員等）」「職員配置状況」等で検討（別添2参照）を行っているところである。

なお、届け出の対象外となる施設であっても、法第59条の指導監督の対象となるものであり、従前どおり報告徴収及び立入調査の対象等となることに留意願いたい。

## (参照条文)

第59条の2 第39条第1項に規定する業務を目的とする施設（少数の乳児又は幼児を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるものを除く。）であつて第35条第4項の認可を受けていないもの（第58条の規定により児童福祉施設の認可を取り消されたものを含む。）については、その施設の設置者は、その事業の開始の日（同条の規定により児童福祉施設の認可を取り消された施設にあつては、当該認可の取消しの日）から1月以内に、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- 3 建物その他の設備の規模及び構造
- 4 事業を開始した年月日
- 5 施設の管理者の氏名及び住所
- 6 その他厚生労働省令で定める事項

### (2) 第59条の2第2項関係

変更があった場合の「厚生労働省令で定める事項」は、届け出事項のうち施設把握の基本となる事項とする方向で検討しているところである。（その他の事項については、毎年の定期報告により把握が可能と考えている。）具体的には、届け出事項のうち法律で規定されている事項について変更の届け

出の対象とすることで検討（別添2参照）をしているところである。

なお、事業を廃止、休止したときも同様に届け出が必要であるが、廃止、休止した事業を再開する場合についても、同様に届け出が必要と考えている。

（参照条文）

#### 第59条の2

② 前項に規定する施設の設置者は、同項の規定により届け出た事項のうち厚生労働省令で定めるものに変更を生じたときは、変更の日から1月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。その事業を廃止し、又は休止したときも、同様とする。

#### （3）第59条の2の2関係

施設の設置者が掲示すべき事項で「厚生労働省令で定める事項」は、届け出た事項のうち基本的な情報である「施設名・所在地」「保育サービスの内容（開所時間、入所定員等）」「職員配置状況」で検討（別添2参照）を行っているところである。

なお、掲示した事項に変更が生じた場合は、これを修正する必要があるものであること。

（参照条文）

第59条の2の2 前条第1項に規定する施設の設置者は、次に掲げる事項を当該施設において提供されるサービスを利用しようとする者の見やすい場所に掲示しなければならない。

- 1 設置者の氏名又は名称及び管理者の氏名
- 2 建物その他の設備の規模及び構造
- 3 その他厚生労働省令で定める事項

#### （4）第59条の2の4関係

契約成立時の書面交付の記載事項で「厚生労働省令で定める事項」は、掲示義務とする事項を基本としつつ、安定的な保育サービスが提供される事項を明確化する観点から、「サービスの内容（開所時間、入所定員等）」、「保険の加入状況」や「苦情の処理窓口」で検討（別添2参照）を行っているところである。

（参照条文）

第59条の2の4 第59条の2第1項に規定する施設の設置者は、当該施設

において提供されるサービスを利用するための契約が成立したときは、その利用者に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

- 1 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- 2 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- 3 その他厚生労働省令で定める事項

#### (5) 第59条の2の5第1項関係

毎年、施設の設置者が報告すべき施設の運営状況については、次の2点について検討（別添2）を行っている。

##### ア 報告の時期等

都道府県の指導監督と一体性を保つことが必要なため、「都道府県が設定」する方向で検討を行っている。

##### イ 報告の内容

報告の内容については、施設を把握し、指導監督していく上で必要となる事項とする方向で検討を行っている。

なお、第59条の2の5の義務を課せられない施設（届け出対象施設）であっても、第59条第1項に基づき、その運営状況について、報告を求めるることは可能であることに留意されたい。

##### （参照条文）

第59条の2の5 第59条の2第1項に規定する施設の設置者は、毎年、厚生労働省令で定めるところにより、当該施設の運営の状況を都道府県知事に報告しなければならない。

#### (6) 第59条の2の5第2項関係

都道府県知事が、毎年、公表する事項については、第59条の2の5第1項に基づき報告された内容を基本としつつ、指導監督の際の指摘事項等を加えて公表することを検討（別添2）しているところである。

なお、公表の仕方について特段の規定はないが、都道府県や市町村の窓口での閲覧に加え、ホームページ等への搭載が考えられる。（滋賀県のホームページ参照）

また、i-子育てネットの都道府県のページから直接、「認可外保育施設」の情報にリンクできるようにする予定としている。

(参照条文)

第59条の2の5

- ② 都道府県知事は、毎年、前項の報告に係る施設の運営の状況その他第59条の2第1項に規定する施設に関し児童の福祉のために必要と認める事項を取りまとめ、これを各施設の所在地の市町村長に通知するとともに、公表するものとする。

### 3 認可外保育施設の指導監督について

認可外保育施設の指導監督については、「認可外保育施設の指導監督について」（平成13年3月29日雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「指導監督通知」という。）等により指導監督をお願いしているところであるが、法施行に伴い同通知も改正を予定しているところであり、日程等については、「2省令の公布等について」と同様とすることを予定しているのでご了知願いたい。

### 4 保育需要への対応

認可外保育施設、特にベビーホテルの問題については、指導監督だけの問題ではなく、認可保育所の整備状況や延長保育、夜間保育等の多様な保育サービスの提供と大きくかかわるものであり、特にベビーホテルの多い地域におかれでは、地域の保育需要について適切な把握に努めるとともに、その需要に応じた保育施策の推進に尽力願いたいことは、指導監督通知等でお願いしているところであり、新エンゼルプランや待機児童ゼロ作戦の推進に当たっては、この点について十分配慮願いたい。

## (別添1)

### 届出対象外となる施設の検討状況

届出対象：認可を受けず、業として乳幼児を保育する施設。

但し、①～④は除外。

注) 届出対象外施設であっても指導監督の対象である。

#### ① 地域での小規模な助け合い

(少人数の児童に対し小規模な設備で保育を行うもの)

#### ② 施設・利用者間で安定的関係が期待される施設

(従業者の児童のみを対象に保育を行う施設であって公的助成を受けているもの)

#### ③ 保護者が近距離にいる施設

(イベントでの一時預かり施設)

#### ④ 地方公共団体が設置する施設

(へき地保育所)

注) 幼稚園が、幼稚園教育要領に従って行う「預かり保育」(教育時間の前後に希望する者を対象に行う教育活動)については、対象外。

(別添2)

**認可外保育施設・届出事項等検討状況**

	設置届出	変更届出	掲示	書面交付	定期報告	公表
施設の名称・所在地	<input checked="" type="checkbox"/>	○	○	○	○	○
設置者の氏名等	<input checked="" type="checkbox"/>	○	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	○	○
管理者の氏名等	<input checked="" type="checkbox"/>	○	<input checked="" type="checkbox"/>	○	○	○
設備の規模・構造	<input checked="" type="checkbox"/>	○	<input checked="" type="checkbox"/>	-	○	○
事業開始日	<input checked="" type="checkbox"/>	-	-	-	-	-
サービス内容						
開所時間	○	-	○	○	○	○
入所定員	○	-	○	○	○	○
利用料など	○	-	○	<input checked="" type="checkbox"/>	○	-
入所状況	-	-	-	-	○	○
職員配置状況	○	-	○	-	○	○
保険加入状況	○	-	-	○	○	○
提携医療機関	○	-	-	-	○	-
苦情窓口	○	-	-	○	○	○
指導監督の際の指摘事項	-	-	-	-	-	○

注) 法律で規定されているものはと表示。

注) 公表事項は、通知で示す予定。